

# 県立高校における生徒1人1台端末の購入についての大切なお知らせ

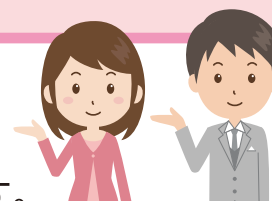
## 端末価格変更

島根県教育委員会ではICTの活用により生徒の学びを深めるため、県立高校において保護者の皆様のご協力により生徒の1人1台端末の購入をお願いしております。今年度においても、令和7年度県立高校入学生の1人1台端末購入に向けて、8月から9月にかけて「県立高校における生徒1人1台端末の購入についての大切なお知らせ(令和6年8月1日時点)」の案内を保護者の皆様にお配りいたしました。この度、案内に記載していましたが**端末購入価格について、使用するGoogleアカウントのライセンス料を県で負担することにより、変更となりましたのでお知らせいたします。**

また、端末についてのQ&Aを記載していますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

### お知らせ

#### 全ご家庭の皆様へお知らせ



購入の際にご家庭で負担いただく金額が以下のとおり変更となります。

|             | 変更前     | 変更後            |
|-------------|---------|----------------|
| ご家庭で負担いただく額 | 51,920円 | <b>50,600円</b> |
| 学習者用端末代金総額  | 77,880円 | 75,900円        |
| 県の3分の1支援額   | 25,960円 | 25,300円        |

※ご家庭で負担いただく額 = 学習者用端末代金総額 - 県の3分の1支援額

※上記代金に含まれるもの(端末本体(Chromebook)、端末管理ツール、タッチペン、保護バッグ、3年間の端末保証)については変更ありません。

#### 端末を分割で購入するご家庭の皆様へお知らせ

返済方法の月額が以下のとおり変更となります。

※既にお配りした「令和7年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金 奨学生案内」冊子に記載してある返還額、返還方法が変更になります。

##### 旧 返済方法

| 月賦返還 | 区分 | 毎月返済額       | 最終返済額  | 期間         |
|------|----|-------------|--------|------------|
| 月賦返還 | A  | 3,000円(17回) | 920円   | 1年6か月(18回) |
|      | B  | 4,000円(12回) | 3,920円 | 1年1か月(13回) |
|      | C  | 5,000円(10回) | 1,920円 | 11か月(11回)  |

##### 新 返済方法

| 月賦返還 | 区分 | 毎月返済額       | 最終返済額         | 期間                |
|------|----|-------------|---------------|-------------------|
| 月賦返還 | A  | 3,000円(16回) | <b>2,600円</b> | <b>1年5か月(17回)</b> |
|      | B  | 4,000円(12回) | <b>2,600円</b> | 1年1か月(13回)        |
|      | C  | 5,000円(10回) | <b>600円</b>   | 11か月(11回)         |

# 端末についてのQ&A

**Q<sub>1</sub>** 今年度県立高等学校に通っている高校3年生の端末を卒業後に他の生徒へ引き継ぐことはできますか？

**A<sub>1</sub>** 引き継ぐことはできません。  
生徒間で端末が異なることにより、授業で利用できるアプリケーション等端末機能に差が出たり、購入されてから4年目以降は端末保証がついていないため、故障した際に、修理費等の負担をしていただくことになったりするため、高校入学時に入学生全員の購入(貸出を除く)をお願いしています。



**Q<sub>2</sub>** 現時点では、県立高校に進学するか、県立高校以外に進学するかまだ決めていません。  
その場合は、分割(もしくは貸与)の申請はどうしたらいいですか？

**A<sub>2</sub>** 県立高校への進学の可能性がある場合は、今回申請手続きをしてください。  
なお、申請後、最終的に県立高校以外に進学が決まった場合は、その時点で島根県育英会(貸与の場合は島根県教育庁教育指導課)あてにその旨ご連絡ください。

**Q<sub>3</sub>** 一括購入を希望する場合は、何か手続きはありますか？

**A<sub>3</sub>** 今回、手続きは不要です。  
3月頃に合格通知書とあわせて端末購入手続きのチラシをお配りいたしますので、その際に手続きをお願いします。

**Q<sub>4</sub>** すべての県立高校で同じ端末を個人購入するのですか？

**A<sub>4</sub>** すべての県立高校で統一の端末を購入していただきます。

**Q<sub>5</sub>** 家庭での通信料は誰が負担するのですか？

**A<sub>5</sub>** ご家庭で負担をお願いします。  
なお、ご家庭に通信機器がない生徒については、学校から通信機器のみ貸し出しますが、この手続きは、入学後に各学校で行っていただきます。ただし、この場合における通信契約は各ご家庭でお願いします。

お問い合わせ先

■県立高校における貸出用端末の貸与希望申請について

**島根県教育庁教育指導課**

〒690-8502  
松江市殿町1番地  
TEL:0852-22-6863  
Mail:shidou@pref.shimane.lg.jp



■県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)について

**公益財団法人 島根県育英会**

〒690-0887  
松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階  
TEL:0852-28-1981  
Mail:info@shimane-ikuei.or.jp

